

枚方市と独立行政法人都市再生機構との包括連携に関する協定書

枚方市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 2 条に定める基本理念に則り、連携協力を推進するため、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第 1 条 甲及び乙は、相互の連携を一層強化し、人口減少、少子高齢化等の社会的課題に対応したまちづくり及び地域経済の活性化に資するまちづくりを協働で推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、本条に定める事項について連携協力するものとする。

- （1）枚方市内に所在するUR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化など、安心して楽しく子育てできる環境の充実及び高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりの推進
- （2）協働によるまちづくりの推進及び都市再生に係る技術支援及び情報共有
- （3）その他、甲及び乙が必要と認めるもの

（連絡調整会議）

第 3 条 前条の連携協力を円滑かつ効率的に進めるため、連絡調整会議を設置する。

2 連絡調整会議の運営に関する事項は別途定める。

（情報の共有）

第 4 条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の年度が属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の 1 月前までに甲または乙より改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第 6 条 本協定に定めのない事項または疑義のある事項については、甲乙協議し決定する。

本協定締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 11 月 28 日

（甲）大阪府枚方市大垣内町二丁目 1 番 20 号

枚方市

市長 伏見 隆

（乙）大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

理事・支社長 西村 志郎